

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

一宮市長 中野正康

市町村名 (市町村コード)	一宮市 (203)
地域名 (地域内農業集落名)	旧木曾川町地域 (里小牧上、里小牧中、里小牧下、玉ノ井北部、玉ノ井中部、玉ノ井堤、玉ノ井西屋敷、三ツ法寺、西割田、東割田、内割田、福塚、門間、八幡、丸町、大畑、城南、中北、鉄砲町、北山、松山、東小路、中小路、西小路、東町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月5日 (第2回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・当地域は、水稻栽培及び野菜栽培を中心とした農業が行われており、主に経営改善計画により経営目標を掲げている認定農業者を中心経営体に位置づけている。
- ・水稻については、売れる品種の作付や6次産業化にも取り組み、野菜栽培・花きにおいては低コスト化に取り組んでいる。また、この地域の特色として玉葱採種組合を組織し、圃場巡回を共同で行うなど低コスト化及び高品質化に取り組んでいる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻については、既存の地域オペレーターグループである経営体を位置づけ、農地中間管理機構を利用して集積化の促進、作業方法の効率化を図る。
- ・木曾川町地域の特産物である玉葱種子の生産については、生産物の高付加価値化、6次産業化による新商品の開発を図っていく。また組合による研修の実施により収量の増加を図っていく。
- ・水稻、玉葱採種ともに高齢化が進んでいるため、世代交代や新規就農者の確保に努めていく。
- ・野菜、花きにおいては低コスト化を進め、収益の向上を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	91 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	91 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農業上の利用が行われる農地

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に1ha以上の団地数の増加及び団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
・基盤整備は終了しており担い手への集約化を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・市町村やJAが共同で開催している農業塾の担い手育成コースにより新規就農者を育成し、栽培技術や農業用機械等の購入支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取組を展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・JA子会社であるグリーンファームによる耕作の受託により遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

・スマート農機を導入し農作業の効率化を図り生産コストの低減を目指す。